

# 子ども基本法下における条例の意義

## ■ 子ども基本法と自治体こども施策（こども大綱）

○ライフステージ別の重要事項		
子どもの誕生から幼児期	学童期・思春期	青年期
切れ目のない保健・医療		
成長の保障と遊びの充実		
<b>居場所づくり</b>		
小児医療・健康情報・心のケア		
青年期前に向けての知識・教育		
いじめの防止		
不登校の子ども支援		
校則の見直し		
休罰・不適切指導の防止		
高校中退の防止・中退後の支援		
<b>高等教育就学支援</b>		
就労等支援・経済基盤安定		
結婚支援		
悩みに対する相談体制		
○ライフステージを通した重要事項		
子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等		
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
子どもの貧困対策		
障害児支援・医療的ケア児等への支援		
児童虐待防止対策と社会的養護の推進・ヤングケアラーへの支援		
子ども・若者の自殺対策・犯罪などから子ども・若者を守る取組		

こども  
まん中社会

全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、  
自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、  
心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくそ  
の権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわ  
たって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ  
る社会を実現する。